

地域医療体制の維持・充実分野の追加及び周産期医療体制維持事業について

1 基本事項

(1) 目的

令和5年度より利根沼田広域市町村圏振興整備組合（以下広域圏）の負担金に新設される「周産期医療維持費負担金」を定住自立圏の連携事業に加える。

(2) 概要

現在の「利根沼田地域定住自立圏形成に関する協定」の別表第1に定める取組内容では、周産期医療維持について該当がないため、共生ビジョンへの掲載が出来ない。したがって、周産期医療体制維持事業を取組内容に加えるよう形成協定を一部変更の上、共生ビジョンへの掲載を目指す。その際には、今後を見据え、周産期医療以外の事業も読めるように記載したい。

なお、形成協定の変更には議決が必要である。

2 周産期医療維持費負担金について

(1) 概要（広域圏の令和5年度一般会計構成市町村負担金等調書より抜粋）

当地域における唯一の分娩取扱機関である利根中央病院から、産婦人科医師の不足により分娩取扱の継続が危ぶまれる状況であり、分娩対応を継続していく体制維持に必要な医師を確保するための助成要望を受けて、補助金が決定されたことにより、令和5年度から新設される負担金。

3 負担金額及び特別交付税交付額見込みについて

(1) 概要（中心市及び近隣市町村の取組に関する包括的財政措置について）

ア 概要

中心市及び近隣市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、定住自立圏共生ビジョンに基づき実施する事業に要する経費について特別交付税措置を講ずることとしている。

イ 対象経費

定住自立圏共生ビジョンに記載されている事業に要する経費。

※国庫補助金等特定財源の額を控除した一般財源が対象。また、地方自治体職員の給与及び給与に相当する経費並びに他の特別交付税の算定項目の算定の基礎とした額については対象外。

ウ 措置額

対象経費の一般財源の合計額に0.8を乗じて得た額。

※上限額があり、近隣市町村は1,800万円が上限。

(2) 負担金及び概算交付額 (単位：千円)

市町村名	負担金 (※1)	交付見込額 (※2)
沼田市	4,682	約3,745
片品村	968	約774
川場村	821	約656
昭和村	1,161	約928
みなかみ町	2,368	約1,894

※1 広域圏の令和5年度一般会計各市町村負担金総括表より抜粋。

※2 他の連携事業と合わせた措置額が上限額を超える場合には満額支給されない可能性あり。